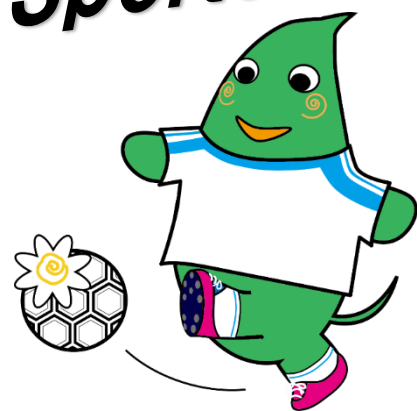


# エンジョイ スポーツ



## 指導団体の皆様へ

*Let's Enjoy Sports!*



### スポーツくじ



スポーツ振興くじ助成事業

# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| エンジョイスポーツの概要 .....                | 1  |
| エンジョイスポーツ団体登録の流れ .....            | 1  |
| 「放課後児童のエンジョイスポーツ」について .....       | 2  |
| 「スポーツ施設等を活用したエンジョイスポーツ」について ..... | 5  |
| 「みるエンジョイスポーツ」について .....           | 6  |
| 指導にあたりご注意ください事項 .....             | 7  |
| スポーツ活動中の熱中症予防五ヶ条 .....            | 8  |
| エンジョイスポーツ団体登録申請書（見本） .....        | 9  |
| エンジョイスポーツ活動実施報告書（見本） .....        | 10 |
| （参考）大和市立小学校所在地一覧 .....            | 11 |

## 『エンジョイスports』の概要

本市では、スポーツの効果を存分に活かすため、「第3期大和市スポーツ推進計画」を策定し、「する」「みる」「ささえる」「つながる」4つの視点から、様々な施策を行っています。

中でも、子どもたちの成長過程におけるスポーツ活動は重要だと認識しており、子どもたちが積極的に運動や、スポーツができる環境づくりが必要だと考えています。

このような中、令和8年度より児童・生徒を対象とした「エンジョイスports」事業を新たに展開します。「エンジョイスports」は3つの開催方法での実施を予定しており、児童・生徒のだれでもが参加しやすい場を提供します。この事業を通じて、子どもたちのスポーツへの関心を高めるとともに、体力・運動能力の向上と、心身の健康の増進を図ります。

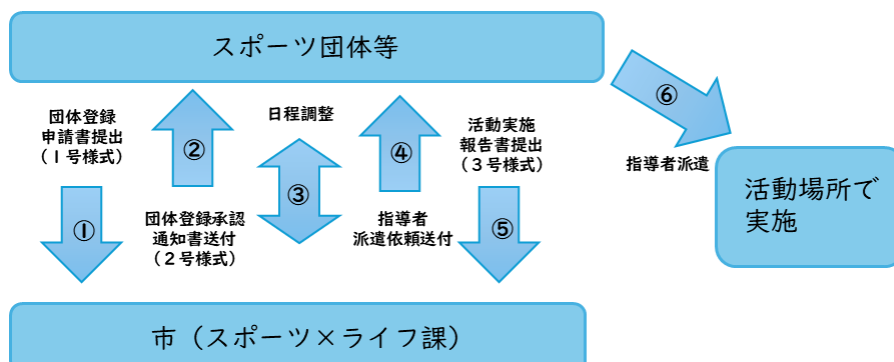
### 『エンジョイスports』団体登録の流れ

- ① エンジョイスportsにご協力いただけるスポーツ団体等は、『団体登録申請書』のほか、規約や会則または貴団体の概要や活動内容が分かる書類等を揃え、市（スポーツ×ライフ課）にご提出ください。
- ② 市は申請書を受理後、速やかに審査を行い、その結果を『団体登録承認（不承認）通知書』により申請者に送付します。
- ③ 承認したスポーツ団体と日程調整等をさせていただきます。
- ④ 日程調整が終わり次第、スポーツ団体等に指導日時や実施場所などを記載した『指導者派遣依頼』を送付します。
- ⑤ スポーツ団体は、派遣依頼の通知に従い、決められた日時、場所で指導を行ってください。
- ⑥ 「放課後児童のエンジョイスports」と「スポーツ施設等を活用したエンジョイスports」については、指導を実施したスポーツ団体は、活動後10日以内に『活動実施報告書』をスポーツ×ライフ課にご提出ください。

※事故や怪我、建物や物品等の破損など、予期しない事態が発生した場合は、【緊急時の対応】に従い、適切な対応、スポーツ×ライフ課に連絡をお願いします。

※謝礼については、予算の範囲内において指導者の派遣に要した費用を支給します。

### 【団体登録のイメージ】



# 1.放課後児童のエンジョイスポーツ

## 【事業内容】

- ・ 小学校の放課後の時間を活用し、市内でスポーツ活動を行っている団体などから、市立小学校全 19 校に指導員を派遣し、「放課後児童のエンジョイスポーツ」を実施します。
- ※令和 7 年度は、「こども青少年みらい課」が主管課となり、パイロット校 3 校で開催しました。令和 8 年度より、「スポーツ×ライフ課」が主管課となります。

## 【活動日時】

- ・ 平日の午後 3 時～3 時半頃から 1 時間程度です。午後 4 時 30 分を目途に終了してください。
- ・ 但し、天候や学年、活動内容等を考慮して、適切な活動時間でご指導ください。

## 【実施について】

- ・ 貴団体が得意とする種目を中心に、走る、飛ぶ、投げるなど身体をバランス良く動かす運動やドッジボールやダンスなど、児童が安全に楽しめるスポーツをご指導ください。
- ・ 実施内容、メニューの設定は貴団体でご検討ください。

## 【指導者】

※団体登録をお願いします。

- ・ 一回あたり、原則 5 名以上でご指導ください。
- ・ 指導者は、特別な資格は必要としませんが、公益財団法人 日本スポーツ協会が発行している「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」に基づき、適正な指導を行ってください。

倫理ガイドラインは、右の二次元コードや  
〈日本スポーツ協会 倫理ガイドライン〉で  
必ずご確認ください。



## 【指導していただく日程】

- ・ 学校の希望と、貴団体のご都合の良い日程を調整します。

## 【保険】

- ・ 参加児童及び指導に携わる指導者を対象に、傷害保険に加入します。

## 【学校の用具・備品の貸し出しについて】

- ・ 学校の用具・備品は授業で使用するものなのでエンジョイスポーツで使用することはできません。
- ※サッカーゴールやバスケットゴールは使用可能な場合もあります。

## 【中止の判断基準とお知らせ方法】

### ■中止の判断基準

- (1) 開始時刻以前に次の状況が見られた場合は中止します。
  - ・熱中症警戒情報が発令されたとき
  - ・降雨降雪やその予報、また注意報以上の発令により活動場所が使用できないと判断したとき
  - ・予期せぬ事態により実施を見合わせた方が良いと判断したとき
- (2) 活動中であっても、熱中症警戒情報の発令や天候の急変、予期せぬ事態が発生した場合は中止します

### ■お知らせ方法

- (1) 開始時刻以前から中止の判断をした場合は、スポーツ×ライフ課から、指導予定のスポーツ団体へ連絡します
- (2) また、指導直前であっても、天候の急変や緊急事態等により、中止の連絡をさせていただく場合もあります

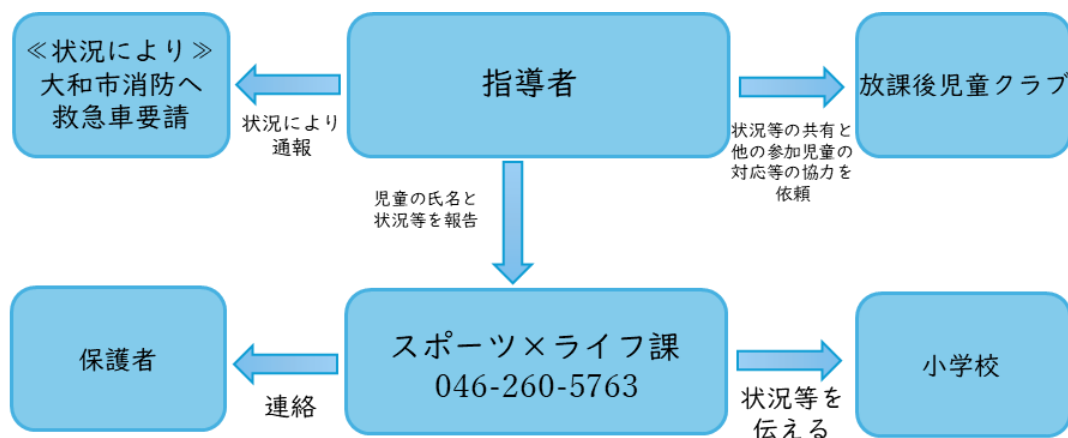
## 【緊急時の対応】

事故や怪我、施設等の破損など緊急時については、指導者は、次のとおり対応をお願いします。

### 《事故・怪我の場合》

1. 緊急時において、スポーツ×ライフ課職員と指導団体が協力し、必要な応急処置を行います。
2. 緊急を要する場合は、速やかに救急車を呼ぶこととし、医療機関までは、指導団体指導者に同乗をお願いする場合があります。
3. 指導者は、該当児童の氏名を確認し、スポーツ×ライフ課に速やかに児童名と状況等を報告してください。
4. 指導者から報告を受けたスポーツ×ライフ課は、小学校及び児童の保護者に状況等を連絡します。
5. 後日、指導者は、スポーツ×ライフ課の指示に従い事故報告書を市に提出してください。

### 《事故・怪我における緊急時の対応フロー図》



### 《施設の破損等》

○指導者は、スポーツ×ライフ課に速やかに状況等を共有し、スポーツ×ライフ課の指示に従って対処してください。

### 【指導や小学校敷地内でのお願い】

- ・駐車場の広さにより駐車できない学校もありますので事前に調整します。車で小学校へ行かれた場合は、児童に十分注意して決められた範囲に駐車してください。また、出入口の扉は元の通りとしてください。
- ・指導者が小学校に到着したら、スポーツ×ライフ課にご連絡ください(TEL.046-260-5763)
- ・学校敷地内及び周辺道路は喫煙禁止区域です（加熱式たばこ含む）。
- ・宗教活動や政治活動、過度な団体への勧誘活動、営利を目的とした団体のPRは禁止します。チラシ等の配布については、事前にスポーツ×ライフ課にご確認ください。

### 【終了後の対応】

- ・活動後１０日以内に「活動実施報告書」をスポーツ×ライフ課にご提出ください。

## 2. スポーツ施設等を活用したエンジョイスポーツ

### 【事業内容】

・市内スポーツ施設等を活用し、市内外からスポーツ団体（指導員）を派遣し、「スポーツ施設を活用したエンジョイスポーツ」を実施します。

### 【活動日時】

・スポーツ×ライフ課と調整のうえ決定します。

### 【実施について】

- ・貴団体が得意とする種目を中心に、ご指導をお願いします。
- ・実施内容、メニューについては、貴団体にてご検討ください。

### 【指導者】

※団体登録をお願いします。

- ・一回あたり、原則5名以上でご指導ください。
- ・指導者は、特別な資格は必要としませんが、公益財団法人 日本スポーツ協会が発行している「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」に基づき、適正な指導を行ってください。

倫理ガイドラインは、右の二次元コードや  
〈日本スポーツ協会 倫理ガイドライン〉で  
必ずご確認ください。



### 【指導していただく日程】

・スポーツ×ライフ課と調整のうえ決定します。

### 【保険】

・参加児童及び指導に携わる指導者を対象に、傷害保険に加入します。

### 【中止の判断基準とお知らせ方法】

#### ■中止の判断基準

- (1) 開始時刻以前に次の状況が見られた場合は中止します。
  - ・熱中症警戒情報が発令されたとき（但し空調の備わった会場での開催を除く）
  - ・降雨降雪やその予報、また注意報以上の発令により活動場所が使用できないと判断したとき
  - ・予期せぬ事態により実施を見合わせた方が良いと判断したとき
- (2) 活動中であっても、熱中症警戒情報の発令や天候の急変、予期せぬ事態が発生した場合は中止します

#### ■お知らせ方法

- (1) 開始時刻以前から中止の判断をした場合は、スポーツ×ライフ課から、指導予定のスポーツ団体へ連絡します
- (2) また、指導直前であっても、天候の急変や緊急事態等により、中止の連絡をさせていただく場合もあります

### 【終了後の対応】

・活動後10日以内に「活動実施報告書」をスポーツ×ライフ課にご提出ください。

### 3. みるエンジョイスports

#### 【事業内容】

- ・市内スポーツ施設等を活用し、市内外からスポーツ団体を招き、間近でスポーツや演技等を見たあとに、憧れの演者から直接指導をしてもらえる機会を提供する事業「みるエンジョイスports」を実施します。

#### 【活動日時】

- ・スポーツ×ライフ課と調整のうえ決定します。

#### 【実施について】

- ・貴団体が得意とする種目を中心に、実施ください。
- ・演技等を披露した後に指導に移っていただきます。実施内容、メニューについては貴団体でご確認ください。

#### 【指導者】

- ・安全に実施できる人数でご指導ください。
- ・指導者は、特別な資格は必要としませんが、公益財団法人 日本スポーツ協会が発行している「スポーツ指導者のための倫理ガイドライン」に基づき、適正な指導を行ってください。

倫理ガイドラインは、右の二次元コードや  
〈日本スポーツ協会 倫理ガイドライン〉で  
必ずご確認ください。



#### 【指導していただく日程】

- ・市と調整のうえ決定します。

#### 【保険】

- ・参加児童及び指導に携わる指導者を対象に、傷害保険に加入します。

#### 【中止の判断基準とお知らせ方法】

##### ■中止の判断基準

- (1) 開始時刻以前に次の状況が見られた場合は中止します。
  - ・熱中症警戒情報が発令されたとき（但し空調の備わった会場での開催を除く）
  - ・降雨降雪やその予報、また注意報以上の発令により活動場所が使用できないと判断したとき
  - ・予期せぬ事態により実施を見合わせた方が良いと判断したとき
- (2) 活動中であっても、熱中症警戒情報の発令や天候の急変、予期せぬ事態が発生した場合は中止します

##### ■お知らせ方法

- (1) 開始時刻以前から中止の判断をした場合は、スポーツ×ライフ課から、指導予定のスポーツ団体へ連絡します
- (2) また、指導直前であっても、天候の急変や緊急事態等により、中止の連絡をさせていただく場合もあります

## 指導にあたりご注意いただきたい事項

### あらゆる暴力やハラスメントをしない

- ・身体的な暴力はもちろん、言葉の暴力、児童を傷つけるような言動に注意してください。
- ・プライバシーや趣味、身体的な質問、画像の配信（アップ）などもハラスメントの一部です。
- ・相手が不快に感じる性的な言動はセクハラです。

### いかなる差別的な言動はしない

- ・年齢、性別、障がいの有無、性的指向、国籍、文化、言語、民族、人種、宗教の違いなどによる差別は厳禁です。

### 他の児童と比較しない

- ・他の児童と比べて評価するのではなく、その子に応じた働きかけをしてください。

### 無視しない

- ・子どもは自分ができるようになったことを認めてもらいたいという欲求があります。
- ・上手にできる子だけを褒めるのではなく、上手くできなかった子にも声掛けをしてください。

### 否定的な言葉は使わない

- ・「まだ〇〇ができないね」ではなく、「〇〇が上手になったね。次は〇〇に挑戦してみようね」など、否定的な言葉ではなく、肯定的な言葉かけを心がけてください。

# スポーツ活動中の熱中症予防五ヶ条

## 一つ 暑い時、無理な運動は事故のもと

気温が高い時ほど、また同じ気温でも湿度が高いほど、熱中症の危険性は高くなります。環境に応じて運動強度を調節し、適宜休憩をとりながら、適切な水分補給をしましょう。

## 二つ 急な暑さに要注意

熱中症の事故は、急に暑くなった時に多く発生しています。暑さに慣れるまで数日間には注意が必要です。

## 三つ 失われる水と塩分を取り戻そう

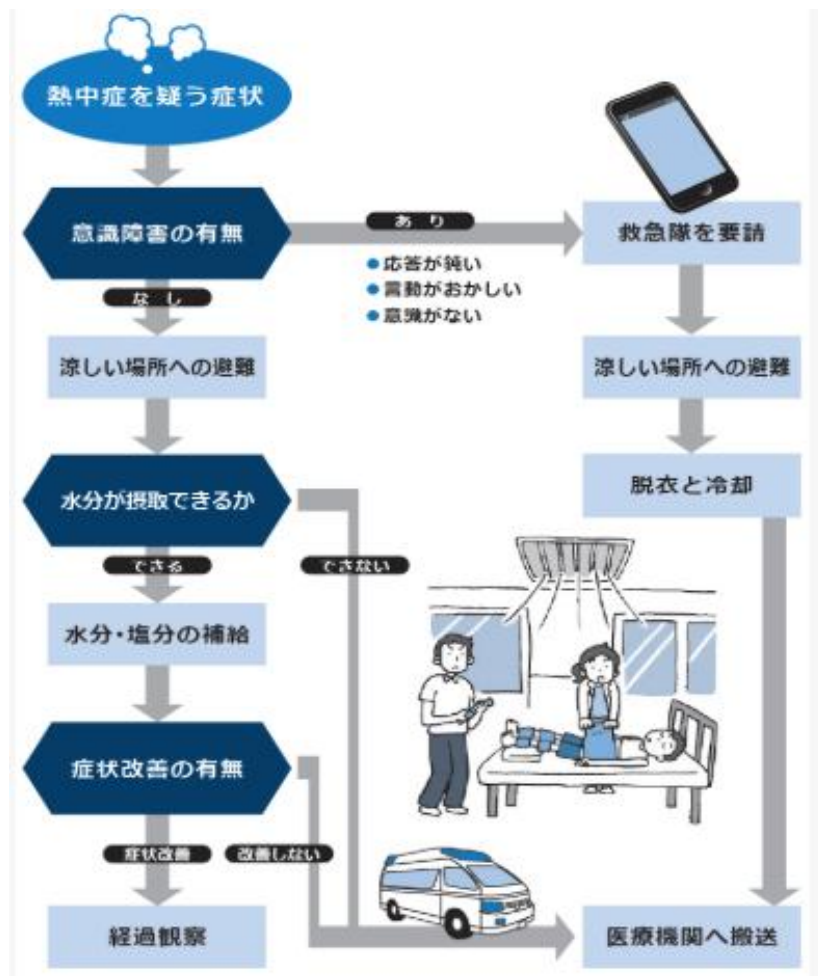
汗からは水分と同時に塩分も失われます。スポーツドリンクなどを利用して塩分も補給しましょう。

## 四つ 冷やそう、からだの外から内から

身体冷却を用いることで暑さの中でも体温の過度な上昇を抑えることができ、運動能力や認知機能の低下、多量の汗による脱水を防ぐことができます。熱を逃がしやすくするために軽装にしましょう。

## 五つ 体調不良は事故のもと

体調が悪いと体温調節機能が低下し、熱中症につながります。疲労、睡眠不足、発熱、風邪、下痢など体調の悪い時は無理に運動をしないようにしましょう。



申請日 年 月 日

(第 1 号様式)

エンジョイスポーツ団体登録申請書

大和市長あて

大和市エンジョイスポーツ事業実施要綱第 6 条及び第 7 条により、団体登録を申請します。

|                       |       |                |      |             |
|-----------------------|-------|----------------|------|-------------|
| 団<br>体<br>の<br>概<br>要 | 団 体 名 |                |      |             |
|                       | 加盟協会等 |                | 構成人数 | 大人 人 ・ 小人 人 |
|                       | 活動内容  | 主な活動内容をお書きください |      |             |

見 本

この申請書は見本です。申請書はス  
ポーツ×ライフ課のホームページ  
(Word) からご利用ください。

|             |       |                     |        |  |
|-------------|-------|---------------------|--------|--|
| 代<br>表<br>者 | 氏 名   |                     |        |  |
|             | 住 所   | 〒                   |        |  |
|             | 電話番号  | 日中ご連絡できる番号を記載してください |        |  |
|             | F A X |                     | E-mail |  |

連絡担当者が代表者と異なる場合は記載してください

|                       |       |                     |        |  |
|-----------------------|-------|---------------------|--------|--|
| 連<br>絡<br>担<br>当<br>者 | 氏 名   |                     | 役職     |  |
|                       | 住 所   | 〒                   |        |  |
|                       | 電話番号  | 日中ご連絡できる番号を記載してください |        |  |
|                       | F A X |                     | E-mail |  |

指導が可能な主な種目（記載以外の種目や運動を指導して頂いても構いません）

|                         |
|-------------------------|
| 記入例：サッカー（校庭）、ダンス（体育館）など |
|-------------------------|

指導にあたり希望する事項があれば記入してください

|                      |
|----------------------|
| 記入例：市の南部地域が指導しやすい など |
|----------------------|

提出日 年 月 日

(第3号様式)

### 大和市エンジョイスポーツ活動実施報告書

次のとおりエンジョイスポーツを実施したので報告します。

|                             |                     |                                                                             |         |
|-----------------------------|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------|---------|
| 団 体 名                       |                     |                                                                             |         |
| 実<br>施<br>内<br>容<br>等       | 日 時                 | 令和 年 月 日 ( ) : ~ :                                                          |         |
|                             | 場 所                 |                                                                             |         |
|                             | 参加者数                | 人                                                                           |         |
|                             | 指 導 員<br>(インストラクター) | 代表指導員名                                                                      | 全指導員数 人 |
|                             | 種 目 等               | 準備運動、かけっこ、ドッジボールなど指導種目や内容をご記入ください                                           |         |
|                             | 活動の様子               | <div>見 本</div> <p>この申請書は見本です。申請書はスポーツ×ライフ課のホームページ<br/>(Word) からご利用ください。</p> |         |
| 気が付いた点や特に報告する事項があれば記載してください |                     |                                                                             |         |

上記、報告内容についてのお問い合わせ先

氏名 \_\_\_\_\_ 電話番号 \_\_\_\_\_

提出先：大和市スポーツ×ライフ課

大和市上草柳1-1-1 大和スポーツセンター体育会館1階

電話：046-260-5763 FAX：046-262-9514

E-mail：[enjoy.sports@city.yamato.lg.jp](mailto:enjoy.sports@city.yamato.lg.jp)

※メールかFAX、または直接スポーツ×ライフ課へ。実施後10日以内にご提出ください。

※事故や怪我等については、別途事故報告書のご提出をお願いする場合があります。

《参考》

### 大和市立小学校所在地一覧

|    | 小学校名    | 所在地        | 備考             |
|----|---------|------------|----------------|
| 1  | 中央林間小学校 | 中央林間9-54-1 |                |
| 2  | 北大和小学校  | 下鶴間685     |                |
| 3  | 緑野小学校   | 中央林間西5-3-1 |                |
| 4  | 南林間小学校  | 南林間9-3-2   | 校内に児童クラブはありません |
| 5  | 林間小学校   | 林間1-5-18   |                |
| 6  | 西鶴間小学校  | 西鶴間2-25-43 | 校内に児童クラブはありません |
| 7  | 大和小学校   | 深見西8-7-1   |                |
| 8  | 文ヶ岡小学校  | 桜森3-16-31  |                |
| 9  | 大野原小学校  | 上草柳7-4-26  |                |
| 10 | 大和東小学校  | 深見1805     |                |
| 11 | 草柳小学校   | 中央3-6-1    |                |
| 12 | 深見小学校   | 深見台2-9-1   |                |
| 13 | 柳橋小学校   | 柳橋1-17-7   |                |
| 14 | 引地台小学校  | 草柳3-1-2    |                |
| 15 | 桜丘小学校   | 上和田832     |                |
| 16 | 福田小学校   | 福田5-22-1   |                |
| 17 | 上和田小学校  | 上和田2695    |                |
| 18 | 下福田小学校  | 福田570      |                |
| 19 | 渋谷小学校   | 渋谷7-10     |                |

#### 大和市 健幸・スポーツ部 スポーツ×ライフ課

〒242-0029 大和市上草柳1-1-1

(三機 MIRAI スポーツセンター大和内)

TEL:046-260-5763 FAX:046-262-9514

E-mail: enjoy.sports@city.yamato.lg.jp